

保険証は12月2日以降、 新たに発行されなくなりました

Q. 保険証の発行ができなくなった後はどうなる？

A. 令和6年12月2日以降は保険証の新規発行や再発行はできなくなりました。保険証の紛失、記載事項の変更による再発行、家族加入の時にも保険証は発行されません。これに代わり、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、お持ちでない方には「資格確認書」を発行することとなります。また、令和6年12月2日以降に今お持ちの保険証を紛失された場合にも、交付申請の提出により「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します。尚、現在お持ちの保険証はその有効期限までは使用が可能です。

Q. 今後は医療機関を受診する際、何を提示すれば良い？

A. 次の4つの方法で保険診療を受けることができます。

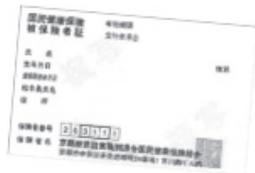
1 マイナ保険証

過去の診療情報に基づく的確な医療を受けられます。限度額の確認もできるため限度額適用認定証等の手続きが不要になるメリットも！



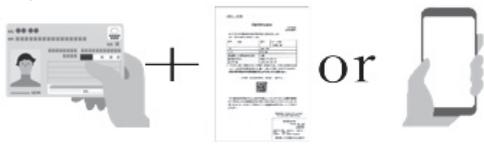
2 お手元の保険証

記載の有効期限（最長令和7年12月1日）まで使用可能です。



3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」

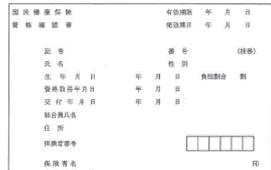
マイナ保険証が利用できない医療機関等にてセットで提示することで保険診療が受けられます。



(注1) (注2)

4 資格確認書

令和6年12月2日以降、新たに加入した方、保険証の紛失や記載事項に変更があった方で、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。



(注1) 現在の保険証をお持ちで、かつマイナ保険証が利用できる状態にある方へ、保険証の有効期限を迎える前に交付する予定です。

(注2) 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」アプリの資格情報画面の提示でもOKです。